

新居浜市長 殿

### 児童手当 認定請求書

(注) 太枠 **————** の内側を記入してください

次のとおり児童手当の認定請求を行います。また、支給要件について市が年金加入状況および課税資料等を調査すること(マイナンバー制度による情報連携を含む。)に同意します。

提出年月日	
令和	・ ・

請求者(生計主)	(ふりがな)		性別	男・女	生年月日	昭和・平成	職業	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者	配偶者の有無	有・無
	氏名									
	住所	新居浜市			電話	( )	個人番号			

※日中連絡のつきやすい連絡先を記入してください。

令和6年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 ( ) <input type="checkbox"/> 国外 ( )	支払希望金融機関	名称 銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード	支店名	口座番号	口座名義
---------------	---	----------	----------------------------	-------	-----	------	------

配偶者	(ふりがな)		生年月日	昭和・平成	住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ <input type="checkbox"/> 請求者とは異なる➡
	氏名					
職業	ア.被用者 イ.公務員 (勤務先: )	ウ.被用者等でない者	個人番号		令和6年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 ( ) <input type="checkbox"/> 国外 ( )

児童 (0才～高校生年代) ※平成18年4月2日以降に生まれた子	氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所(請求者と別居の場合のみ記入) ※別居監護申立書が必要	請求者の加入している公的年金制度の種別	ア. 厚生年金保険  ※以下の共済組合の組合員である場合は( )内に○を記入してください。 ( )私立学校教職員共済 ( )国家公務員共済 ( )地方公務員等共済  イ. 国民年金 ウ. その他 ( )	
			H R	有・無	同一・維持	同・別	R 年 月				
			H R	有・無	同一・維持	同・別	R 年 月				
			H R	有・無	同一・維持	同・別	R 年 月		請求者の扶養親族等及び児童の数	別添のとおり	所得の状況

児童の兄弟等 (大学生年代) ※平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子	氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月
			H R	有・無	有・無	同・別	R 年 月
			H R	有・無	有・無	同・別	R 年 月

判定	認定 ・ 却下	判定年月日		受付印
手当月額	10,000 15,000 20,000 25,000 30,000 50,000 55,000 60,000 80,000 85,000 ( )			
支給開始	R6年10月開始 (R 年 月開始)	備考		
入力	受付 審査			

➡ 「児童の兄弟等」欄の「監護相当の有無」「生計費負担の有無」がどちらも「有」で、かつ、「児童」と「児童の兄弟等」の合計人数が3人以上となる場合、この請求書とあわせて「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

(注) 生計主の方が公務員の場合、職場で手続きの要否をご確認ください。  
生計主の方が新居浜市外にお住まいの場合、お住まいの市区町村の児童手当担当課で手続きの要否をご確認ください。

# 【記入例】

再婚の場合等で、請求者(生計主)と連れ子(配偶者の子)が養子縁組をしていない・養子縁組の予定がない場合、連れ子の分の児童手当請求者は生計主ではなく配偶者、再婚後の夫婦の間に生まれた子の請求者は生計主、と夫婦で分かれて児童手当を請求していただく必要があります。詳しくはこども未来課児童手当担当(0897-65-1242)までお問い合わせください。

原則、父母のうち恒常的に収入の多い方が請求者となります。

## 児童手当 認定請求書

厚生年金または共済年金に加入の方(公務員除く)は『ア』、国民年金または年金未加入の方は『ウ』に○をしてください。

『ウ』の例: 国民健康保険に加入している、配偶者や親の扶養に入っている、年金未加入、生活保護受給中など

(注) 太枠 ——— の内側記入してください

次のとおり児童手当の認定請求を行います。また、支給要件について市が年金加入状況および課税資料等を調査すること(マイナンバー制度による情報連携を含む。)に同意します。

鉛筆や消せるボールペンで記入してください。  
黒の油性ボールペン(フリクション等)は受付できません。

請求者(生計主)	氏名	(ふりがな) ○○ ○○ ○○ ○○	性別	男・女 ○	生年月日	昭和・平成 50・1・1	職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者 ○	配偶者の有無	有・無 ○
	住所	新居浜市 ○○町○○番○○号 ○○アパート○○	請求者名義の口座情報を入力してください。児童や配偶者の口座は受付できません。		080 ( 1234 ) 5678		個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2		
令和6年1月1日時点の住所		<input type="checkbox"/> 市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外 ( ××県××市 ) <input type="checkbox"/> 国外 ( )	支払希望金融機関	名称	銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード	支店名	口座番号	口座名義	
			△△	△△△	3 4 5	△△△	6 7 8 9 0 9 8	○○ ○○		

ゆうちょ銀行を希望する場合は、預金通帳の見開き下部に記載された他の金融機関からの振込用の店名・預金種目・口座番号等を記入してください。

※ゆうちょ銀行の「記号・番号」を「店番・口座番号」へ変換する方法について、詳しくはゆうちょ銀行HPIにてご確認ください



配偶者	氏名	(ふりがな) ○○ ◇◇ ○○ ◇◇	生年月日	昭和・平成 50・2・2	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者と同じ <input type="checkbox"/> 請求者とは異なる
	職業	ア 被用者 イ 公務員 (勤務先: 新居浜市役所) ウ 被用者等でない者	個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 4		令和6年1月1日時点の住所

氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所(請求者と別居の場合のみ記入) ※別居監護申立書が必要
○○ △△	子	H 18・4・4 R	有・無 ○	同一・維持 ○	同・別 ○	R 年 月	同上
○○ □□	子	H 20・5・5 R	有・無 ○	同一・維持 ○	同・別 ○	R 年 月	××県××市 ××町1234番地

請求者が加入している年金種別に○をしてください。  
ア 厚生年金保険  
※以下の共済組合の組合員である場合は( )内に○を記入してください  
( ) 私立学校教職員共済  
( ) 国家公務員共済  
( ) 地方公務員等共済  
イ 国民年金  
ウ その他 ( )

児童 (0才~高校生年代)  
※平成18年4月2日以降に生まれた子

「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督・保護を行うことをいいます。監護がある場合は有に○をしてください。(無の場合、手当は支給されません)

「生計関係」の欄は、受給者が児童の父母(養子縁組の場合を含む)の場合は同一、それ以外の場合(祖父母、兄弟等)は維持となります。

請求者と「児童」が住民票上別世帯となっている場合は、別紙「別居監護申立書」の提出が必要です。

お子様の年齢(学齢)で記入欄が分かります。

児童の兄姉等 (大学生年代)  
※平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子

氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月
○○ ●●	子	H 17・8・6 R	有・無 ○	有・無 ○	同・別 ○	R 年 月
		H . . .	有・無	有・無	同・別	R 年 月

「監護」に相当する世話をしていれば有に○をしてください。生活費(食費や家賃等)や学費を一部でも負担していれば有に○をしてください。「児童の兄姉」は別居の場合でも「別居監護申立書」提出は不要です。

児童が留学中の場合、追加書類が必要な場合があります。こども未来課児童手当担当までお知らせください。

※『ウ』に該当する請求者は、( )の中に、該当する状況について、次の例のように記入してください。  
【例】  
○ その他( 夫の扶養/妻の扶養/父の扶養/母の扶養/年金未加入/生活保護受給中/任意継続 など )

「児童の兄姉等」を

「監護」に相当する世話をしていれば有に○をしてください。生活費(食費や家賃等)や学費を一部でも負担していれば有に○をしてください。無の場合、多子加算のカウント対象外です。

「児童の兄姉」は別居の場合でも「別居監護申立書」提出は不要です。

当月額	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	50,000
支給開始月	R6年10月開始					

★監護・生計関係のある「児童」+「児童の兄姉」の人数が、  
3人以上 → 「監護相当・生計費の負担についての確認書」提出必要  
2人以下 → 「 」提出不要